

資料3-2 安全装置の分類と審査方法について（再掲）

	Aに分類されるもの (大臣認定の対象化)	Bに分類されるもの (告示等の審査方法を明確化)	Cに分類されるもの (当面は現行の運用を継続)	
			政令により規定	告示により規定
戸開走行保護装置	全ての戸開走行保護装置 (認定による審査が必要であることを明確化)	(告示による審査ルートを廃止)	—	
調速機 非常止め装置 緩衝器	状態検知又は駆動・制動装置の起動をマイコン演算で行う装置 (業務方法書の内容を明確化)	一般的な調速機・非常止め装置・緩衝器 (告示内容等を明確化すると共に型式・評価書の活用を検討)	—	
ファイナルリミットスイッチ 保守点検スイッチ 頂部/ピット安全確保スイッチ	装置の起動をマイコン演算で行う装置 (業務方法書の内容を明確化)	装置の起動を機械的な単純スイッチで行う装置 (告示内容を明確化)	—	
リミットスイッチ 調節装置 (ドアスイッチ)	—	—		リミットスイッチ 調節装置
地震時管制運転装置	—	—		地震時管制運転装置
床合わせ補正装置	—	—		床合わせ補正装置
過荷重検知装置	—	—	過荷重検知装置	
非常連絡装置	—	—	非常用連絡装置	
停電灯	—	—	停電灯	

・ 現行のままで対応可能なものは青 ・ 新たな運用方針を整理すべきものは赤